

## 瑞浪市地域公共交通会議傍聴規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、瑞浪市地域公共交通会議設置要綱第 6 条第 5 項の規定により、会議の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の申し出)

第 2 条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、自己の氏名、住所を受付簿に記載しなければならない。

2 瑞浪市地域公共交通会議会長（以下「会長」という。）は、必要あると認めるときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴できない者)

第 3 条 次の各号の一に該当する者は、会議の会場に入場することができない。

- (1) 銃器、棒その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者。
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者。
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者(第 4 条第 1 項の規定により撮影又は録音することにつき会長の許可を得た者を除く)。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者。
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者。
- (7) 酒気を帯びていると認められる者。
- (8) 異様な服装をしている者。
- (9) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者。

(傍聴人の守るべき事項)

第 4 条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 傍聴人は、会議の会場において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (2) 会議の会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明してはならない。
- (3) ビラ等を配布してはならない。
- (4) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたててはならない。
- (5) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしてはならない。

- (6) 帽子、外とう、えり巻の類を着用してはならない。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。
- (7) 飲食又は喫煙をしてはならない。
- (8) みだりに席を離れてはならない。
- (9) 審議中は、みだりに入退室をしてはならない。
- (10) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- (11) 携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- (12) その他会議の会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしてはならない。

(退場等の措置)

第 5 条 傍聴人が、前項の規定に違反し会議の会場の秩序を乱す恐れのあるときは、会長は退場を命じることができる。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴について必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

この規程は、平成 25 年 2 月 5 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 月 日から施行する。